

令和8年度 第1回
上尾市いじめ問題対策連絡協議会

上 尾 市
上尾市教育委員会

目 次

報告 1 : 上尾市のいじめ問題に関する施策について

①いじめ防止対策の総合的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 1	P. 1
②いじめ防止対策推進法に基づく上尾市の対応について.....	資料 2	P. 2
③上尾市のいじめ根絶へ向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 3	P. 4
④重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 4	P. 6
⑤「重大事態」事実関係調査・・・・・・・・・・・・・・・・.....	資料 5	P. 9

報告 2 : 上尾市のいじめ問題の現状について

①令和 8 年 3 月 いじめに関する状況・・・・・・・・・・・・	資料 6	P.10
②いじめの月別認知件数の推移・・・・・・・・・・・・.....	資料 7	P.12

報告 3 : 令和 8 年度におけるいじめの防止等のための施策、取組について

資料 8	P.14
------	------

〈参考資料〉

上尾市のいじめ問題に関する施策について

いじめ防止対策の総合的な推進

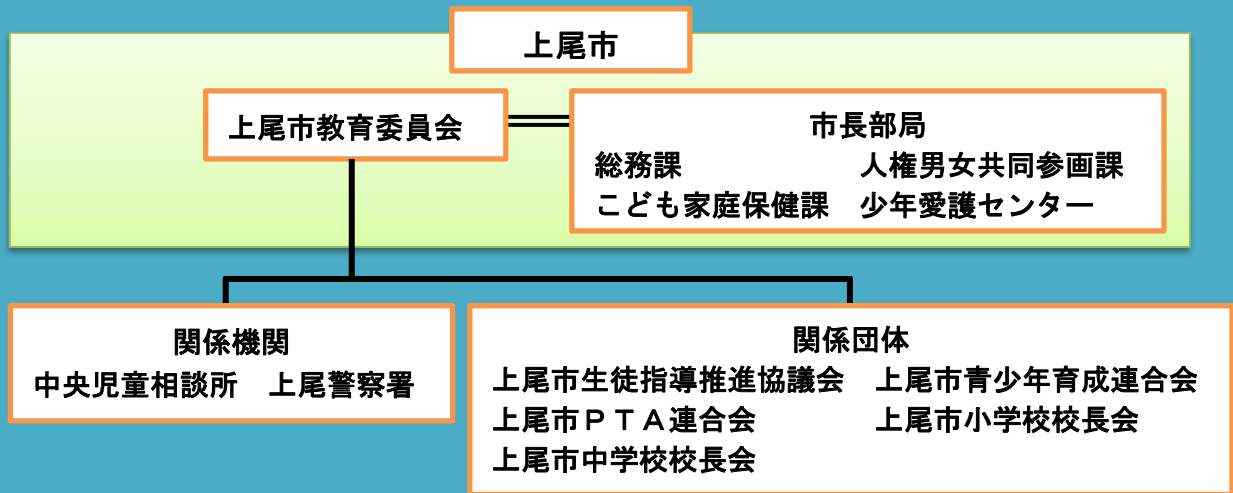
資料 1

【上尾市いじめ等の防止のための基本的な方針(平成26年2月策定、平成30年2月改訂、令和5年11月改訂、令和8年4月改訂)の基本理念】

上尾市いじめ問題対策連絡協議会

役割…上尾市のいじめ根絶へ向けた施策の中心となる(条例第3条)

- (1) 上尾市におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- (2) いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- (3) 上尾市基本方針が、本市の実情に即して機能しているかを点検すること
- (4) その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること



施策の推進及び調整

上尾市としての取組・施策

未然防止

いじめのない学校づくりを支援
児童生徒の主体的な取組の推進
いじめを許さない気運を醸成

早期発見

いじめに関するアンケート
(児童生徒・保護者対象)
相談しやすい環境を整備

対処

重大事態への対処
上尾市いじめ問題調査委員会
上尾市いじめ問題再調査委員会

その他

関係団体等とのこれまでの連携をさらに推進
保護者のいじめに対する意識、理解を深める
学校運営協議会委員、学校応援団や防犯に関わる地域の方々などによる学校とのいじめの情報に関する連携を推進

上尾市のいじめ問題に関する施策について

いじめ防止対策推進法に基づく上尾市の対応について

資料 2

【これまでの経緯】

(1) 法及び方針の策定等

- ・平成25年 6月 いじめ防止対策推進法 公布
- ・平成25年 9月 いじめ防止対策推進法 施行
- ・平成25年10月 国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の策定

【主な内容】

(地方公共団体)

- ・国の基本方針を参考に、地域の実情に応じ、「地方いじめ防止基本方針」を定めることが望ましい
- ・地域の実情に応じて、関係機関・団体との連携を図るための「いじめ問題対策連絡協議会」や教育委員会の附属機関を設置することが望ましい

(学校)

- ・国や地方公共団体の基本方針を参考に、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。
- ・学校におけるいじめ防止等の対策を組織的に行うための組織を置く

- ・平成29年 3月 国の「いじめ防止等のための基本的な方針」改定

(2) 上尾市の対応

- ・平成26年 2月 3日
「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」検討委員会（16名参加）
- ・**平成26年 2月28日**
「上尾市いじめ防止等のための基本的な方針」の策定
- ・平成26年 3月31日までに
各上尾市立小・中学校の「学校いじめ防止基本方針」を策定
4月1日以降、学校ホームページで公開
- ・平成26年 4月23日
第1回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」準備会議（4名参加）
- ・平成26年 5月 2日
第2回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」準備会議（7名参加）
- ・**平成26年 9月28日**
「上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」を9月議会で成立・公布
- ・**平成26年10月 1日**
「上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」が施行
- ・平成26年10月23日
上尾市教育委員会10月定例会において、上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の承認
- ・平成26年10月28日 第1回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・平成27年 2月 5日 第1回「上尾市いじめ問題調査委員会」
- ・平成27年 3月19日 第2回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・平成27年 5月27日 第1回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・平成28年 2月19日 第2回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・平成28年 5月16日 第1回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・平成28年 6月10日 第1回「上尾市いじめ問題調査委員会」
- ・平成29年 2月22日 第2回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・平成29年 5月15日 第1回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・**平成30年 2月 1日**
「上尾市いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂
- ・平成30年 2月20日 第2回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」

- ・平成30年 3月 9日までに
各上尾市立小・中学校の「学校いじめ防止基本方針」を改定
4月2日以降、学校ホームページで公開
- ・平成30年 5月15日 第1回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・平成30年 7月17日 第1回「上尾市いじめ問題調査委員会」
- ・平成31年 2月19日 第2回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
いじめ重大事態への対処の見直し
- ・令和 元年 5月15日 第1回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・令和 2年 2月17日 第2回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・令和 2年 5月12日 第1回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」 ※資料送付
- ・令和 2年 6月15日 第1回「上尾市いじめ問題調査委員会」 ※資料送付
- ・令和 3年 2月12日 第2回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」 ※オンライン開催
- ・令和 3年 5月19日 第1回「上尾市いじめ問題調査委員会」 ※資料送付
- ・令和 4年 2月 7日 第2回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」 ※オンライン開催
- ・令和 4年 5月18日 第1回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・令和 4年 6月 9日 第1回「上尾市いじめ問題調査委員会」
- ・令和 4年11月 7日 第2回「上尾市いじめ問題調査委員会」
- ・令和 4年11月30日 第3回「上尾市いじめ問題調査委員会」
- ・令和 5年 1月11日 第4回「上尾市いじめ問題調査委員会」
- ・令和 5年 2月 2日 第5回「上尾市いじめ問題調査委員会」
- ・令和 5年 4月11日 第1回「上尾市いじめ問題調査委員会」
- ・令和 5年 5月10日 第2回「上尾市いじめ問題調査委員会」
- ・令和 5年 6月28日 第3回「上尾市いじめ問題調査委員会」
- ・**令和 5年 8月 1日**
「いじめ重大事態対応マニュアル」の策定
- ・**令和 5年11月 1日**
「上尾市いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂
- ・令和 5年 6月 2日 第1回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・**令和 6年2月 1日**
「いじめ重大事態対応マニュアル」の改訂
- ・令和 6年 2月27日 第2回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・令和 6年 5月 2日 第1回「上尾市いじめ問題調査委員会」
- ・令和 6年 5月16日 第1回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・**令和 7年 1月 1日**
「いじめ重大事態対応マニュアル」の改訂
- ・令和 7年 2月 6日 第2回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・令和 7年 5月15日 第1回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・令和 8年 2月19日 第2回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」
- ・**令和 8年 4月 1日**
「上尾市いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂
- ・**令和 8年 4月 1日**
「いじめ重大事態対応マニュアル」の改訂
- ・令和 8年 4月16日 第1回「上尾市いじめ問題調査委員会」
- ・令和 8年 5月18日 第1回「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」

上尾市のいじめ問題に関する施策について

上尾市のいじめ根絶へ向けた取組

資料3

年 月	内 容
令和 5年 5月	人権標語・人権作文
7月	CAP研修会（新任教諭、臨時的任用教諭、他市からの転入教諭を対象）
8月	夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム ○講演 講師 アディッシュ株式会社 小川 景子 氏 演題 先生方・保護者と考える！ネットいじめ・ネットトラブル対策 ○パネルディスカッション パネリスト 上尾市PTA連合会副会長 山田 正浩 会長 上尾市PTA連合会 宮内 礼子 会長 上尾市立平方小学校 生徒指導主任 山口 雄大 教諭 上尾市立原市中学校 生徒指導主任 関 正憲 教諭
11月	なかよく楽しい学校生活を送るための標語募集 「いじめを考える授業」授業研究会
12月	○上尾市立富士見小学校で実施 ・教科名 特別の教科 道徳 ・主題名 わたしは宝物・みんな宝物 内容項目【D 生命尊重】 ・教材名 わたしって何 上尾市いじめ防止サミット ○各校から代表児童生徒1名、管理職1名、教員1名が参加 ○上尾市立富士見小学校 体育館で実施 ①いじめ防止に係る動画視聴 ②いじめ未然防止に向けた協議 ③「上尾市いじめ防止子供サミット宣言」採択 ④「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」選定
令和 6年 5月	人権標語・人権作文
7月	CAP研修会（新任教諭、臨時的任用教諭、他市からの転入教諭を対象） 夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム ○取組報告 令和5年度上尾市いじめ防止子供サミットを踏まえた各校の取組報告 ○パネルディスカッション パネラー 上尾市PTA連合会副会長 大場 愛子 様 子ども会育成連合会長 大塚 常司 様 上尾市立上尾小学校 生徒指導主任 杉田 枝里香 教諭 上尾市内県立高等学校代表生徒 上尾市立中学校代表生徒 上尾市立小学校代表児童
10月	「いじめを考える授業」授業研究会 ○上尾市立原市中学校で実施 ・教科名 特別の教科 道徳 ・教材名 心のパス交換 内容項目【B 生命尊重】
11月	なかよく楽しい学校生活を送るための標語募集
12月	上尾市いじめ防止サミット ○各校から代表児童生徒2名、管理職1名、教員1名が参加

<p>令和 7年 5月 7月</p> <p>9月</p> <p>11月 12月</p>	<p>○上尾市立富士見小学校 体育館で実施</p> <p>①「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」選定</p> <p>②「令和5年度上尾市いじめ防止子供サミット宣言等に係る各校の取組」報告</p> <p>③グループ協議 「いじめをなくす取組を、自分たちで考えよう！」</p> <p>人権標語・人権作文 夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム</p> <p>○取組報告 令和6年度上尾市いじめ防止子供サミットにおいて各中学校区での協議を踏まえ実施した「いじめをなくす取組」の報告</p> <p>○パネルディスカッション</p> <p>パネラー 上尾市PTA連合会副会長 田邊 裕子 様 上尾・伊奈地区保護司会副会長 吉田 るみ子 様 上尾市立大谷小学校 大久保 裕和 主幹教諭 上尾市内県立高等学校代表生徒 上尾市立中学校代表生徒 上尾市立小学校代表児童</p> <p>「いじめを考える授業」授業研究会</p> <p>○上尾市立大谷小学校で実施</p> <p>・教科等 学級活動(2)(イ) ・教材名 「いじめをなくすために」</p> <p>なかよく楽しい学校生活を送るための標語募集</p> <p>上尾市いじめ防止サミット</p> <p>○各校から代表児童生徒2名、教員1名等が参加</p> <p>○上尾市立富士見小学校 体育館で実施</p> <p>①「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」選定</p> <p>②「令和6年度上尾市いじめ防止子供サミットにおいて各中学校区での協議を経て実施した「いじめをなくす取組」の成果の発表報告</p> <p>③グループ協議 「いじめを生まないための取組を改善しよう」</p>
---	--

基本方針の概要

策定の根拠

いじめ防止対策推進法 第12条（地方いじめ防止基本方針）

内 容

1 条例設置が必要な組織

- (1) 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置 ※法第14条
→上尾市のいじめに関する施策について協議
- (2) 「上尾市いじめ問題調査委員会」 ※法第28条第1項
→重大事態のうち、学校における調査が困難な場合に調査
構成：専門的な知識及び経験を有する第三者
- (3) 「上尾市いじめ問題再調査委員会」 ※法第30条第2項
→重大事態の報告を受けた市長が必要と認めるときに再調査

2 学校が実施する施策

- (1) 学校基本方針の策定 ※法第13条
→学校が規定する内容を具体的に策定
- (2) 学校における組織の設置 ※法第22条
→必要に応じた専門家の参加を規定
- (3) 学校が実施する具体的な施策について
→いじめの防止、早期発見、必要な措置 等

3 重大事態とは

- (1) 児童生徒が自殺を企図、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神疾患発症、年間30日以上欠席などの状況に至ったとき
- (2) 児童生徒や保護者から上記の事態に至ったと申し出があったとき

重大事態について

1 重大事態とは

(1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合等を想定

(2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態への対応

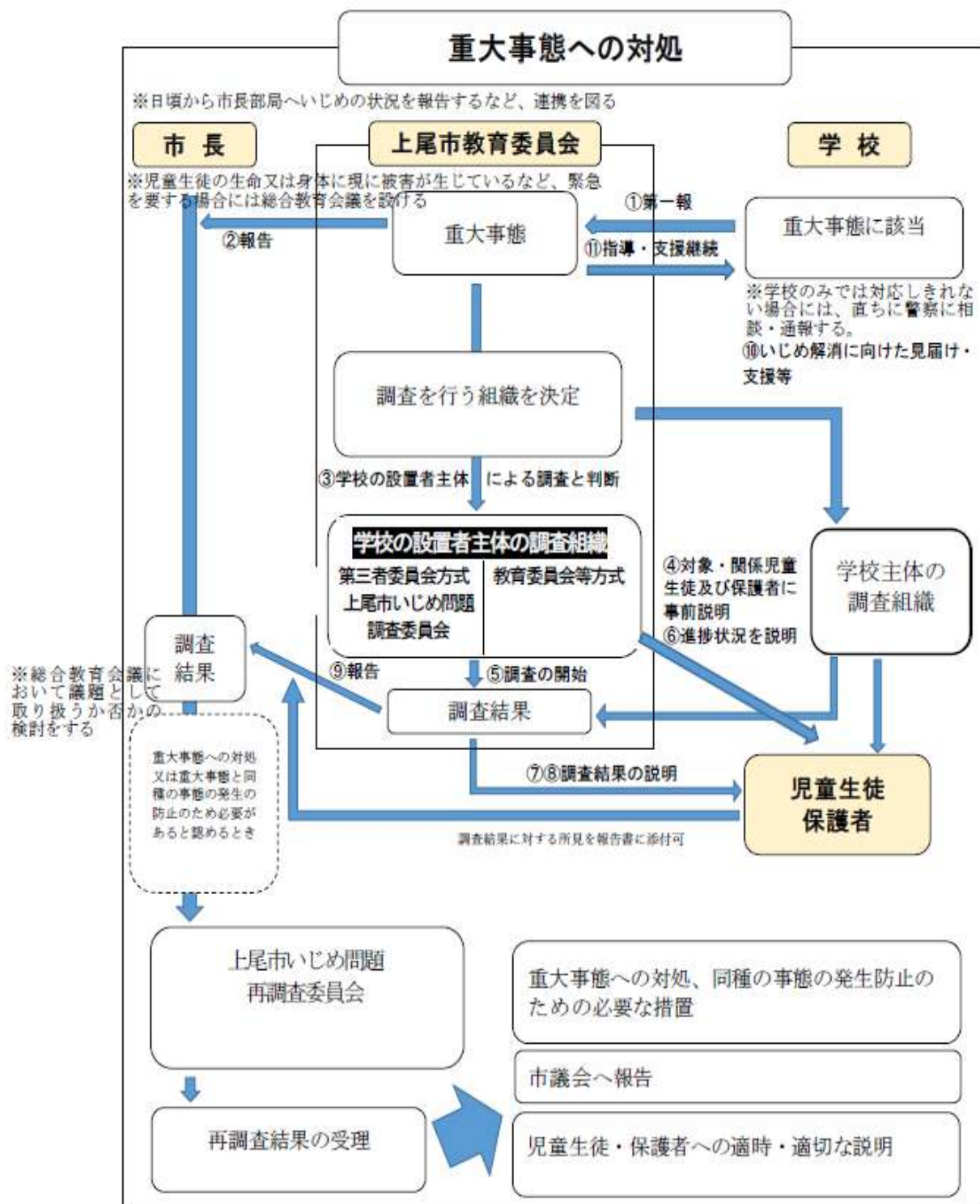
(1) 事実関係を明確にするための調査を実施

- ア いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- イ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ア 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
 - イ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

【学校の設置者主体の調査組織による対応フロー】



※重大事態の発生及び調査結果の報告については、教育委員会会議において議題として取り扱う。

上尾市いじめ重大事態対応マニュアル（令和7年1月改訂）より抜粋

「重大事態」事実関係調査

資料5

上尾市いじめ問題調査委員会は、1つの重大事態に対しておよそ10回（10日間）の事実関係調査を行う。

<重大事態調査計画>

回数	内容
1回	・重大事態の内容確認
2回	・調査内容・方法の検討
3回	・調査内容・方法の決定
4回	・関係者ヒアリングの実施 ※
5回	
6回	
7回	
8回	・追加調査の実施
9回	・調査結果のまとめ
10回	・教育委員会へ報告

※児童生徒からの聴き取りについて

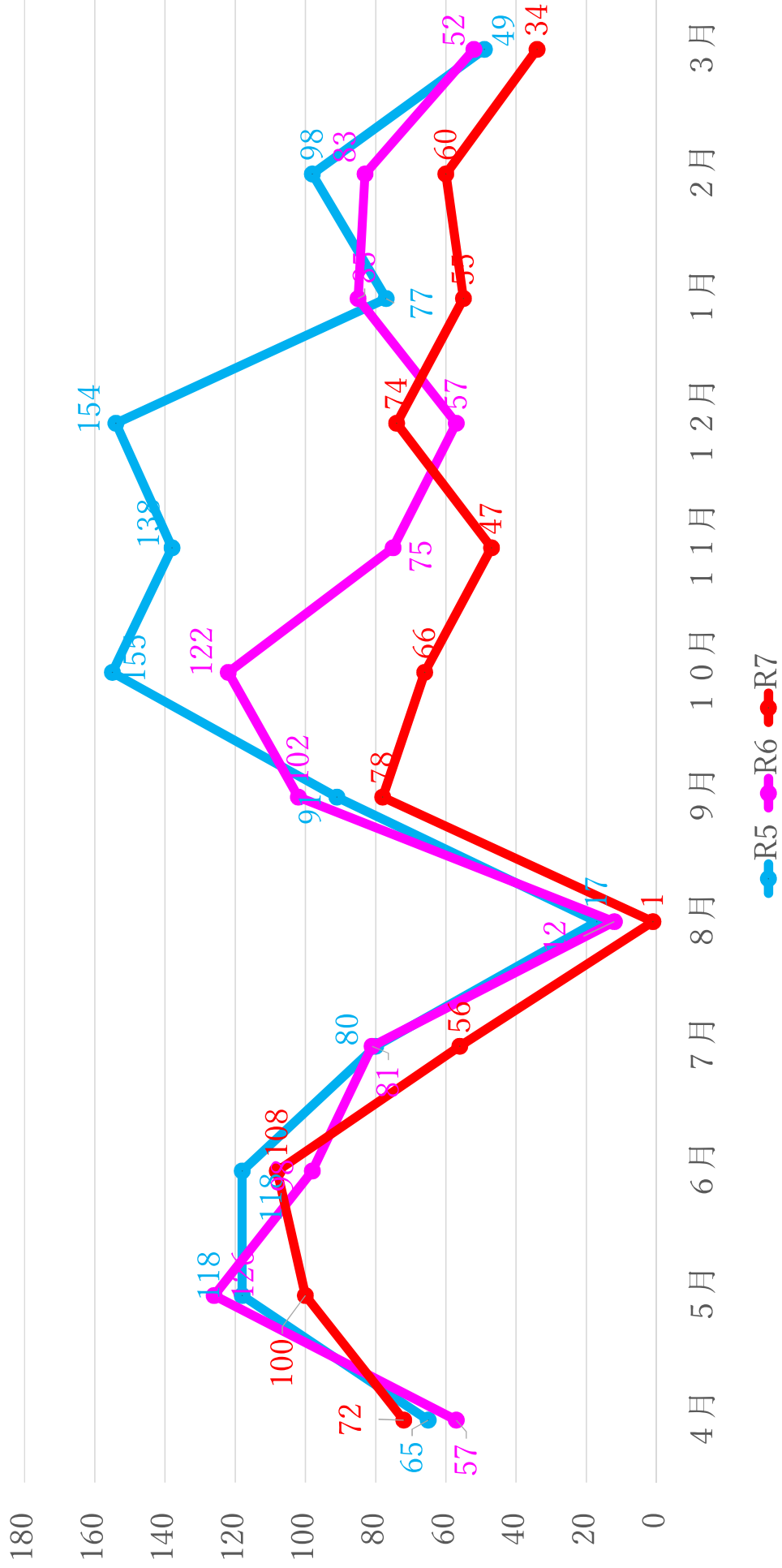
(1) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導や、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等が必要である。

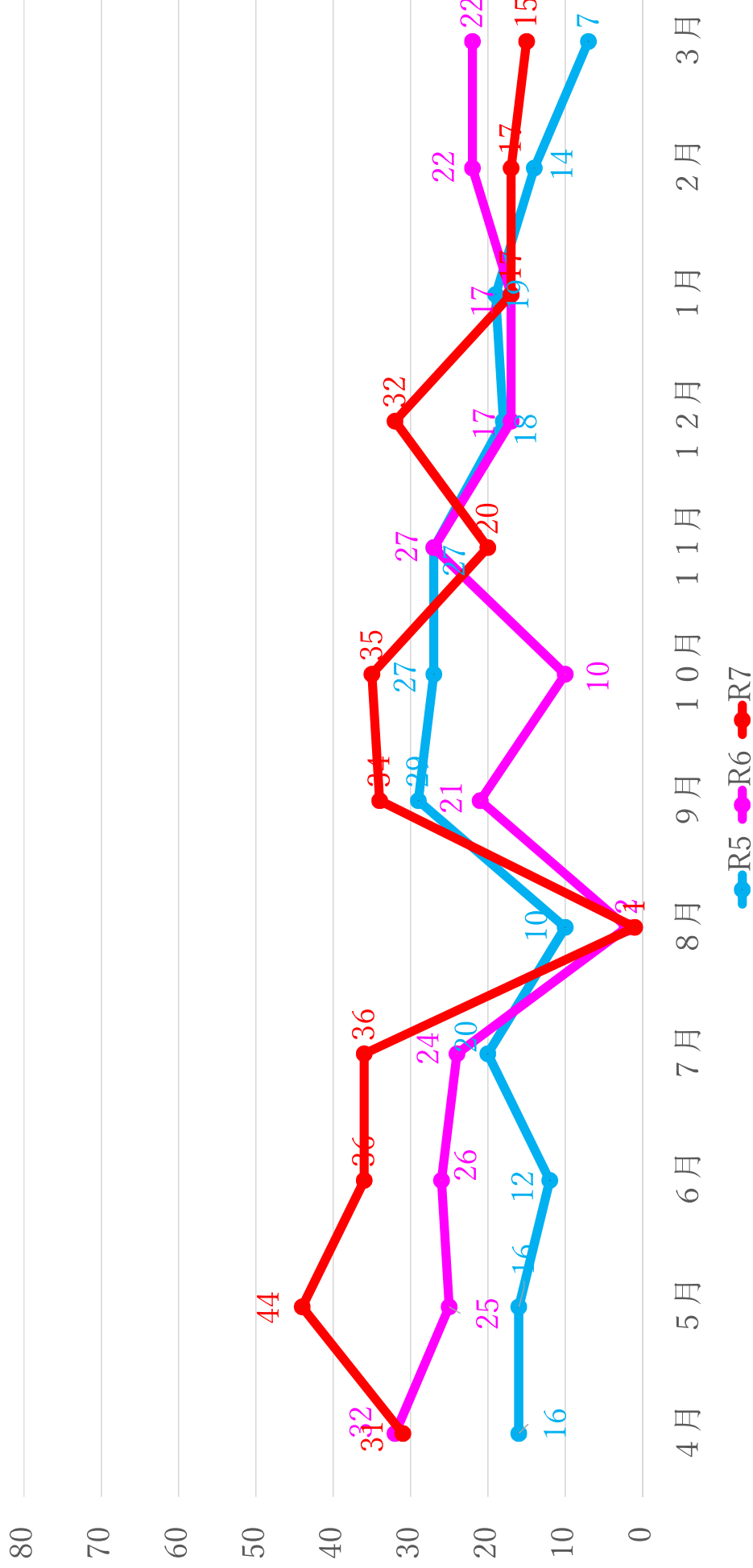
(2) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- いじめがその要因として疑われる自殺の場合は、臨時委員が加わる場合がある。

いじめの月別認知件数の推移（小学校）



いじめの月別認知件数の推移(中学校)



予定一覧

1 いじめの防止等のために上尾市が実施する施策

(1) 上尾市いじめ問題調査委員会

※学校におけるいじめ防止等のための対策について調査審議する

①第1回 令和8年4月16日(木)または、5月12日(火)開催予定

②第2回 令和9年2月10日(水)開催予定

(2) 上尾市いじめ問題対策連絡協議会

①第1回 令和8年5月18日(月)開催予定

②第2回 令和9年2月18日(木)開催予定

(3) 学校を支援する取組

①「いじめのない学校を目指して(教師用指導資料)」を活用した研修

②「生徒指導及び教育相談に係る研修動画」シリーズを活用した研修

③上尾市立小・中学校生徒指導主任研修会

(4) 相談しやすい環境を整備する取組

①子ども・いじめホットライン・ホットメール(年間)

(5) 家庭・地域・関係団体との連携を図る取組

①夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム

(令和8年8月4日(火)開催予定)

②青少年健全育成 学校・家庭・地域フォーラム

～大人が子供の成長を見守る環境をつくるために～

(令和8年11月24日(火) あげお富士住建ホール(上尾市文化センター))

(6) いじめを許さない気運を醸成

①なかよく楽しい学校生活を送るための標語(11月)

②人権標語・人権作文(5月～6月)

③「いじめを考える授業」研究協議会

④上尾市いじめ防止子供サミット(令和8年12月25日(金)開催予定)

2 いじめ防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針に基づいた取組(年間)

①各小・中学校いじめ防止基本方針の学校ホームページ掲載

②いじめ認知報告及び見届け報告(随時)

③「いじめのない学校を目指して(教師用指導資料)」の活用

④小学校…「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」の活用

⑤中学校…「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」の活用

⑥上尾市「いじめ防止」小学生宣言及び中学生宣言の作成

⑦令和7年度上尾市いじめ防止子供サミットにおいて中学校区ごとに決めた「いじめを防止するための取組」の実施

(2) いじめの早期発見

①学校の生活アンケート・児童生徒(毎月)

②子どものサイン発見アンケート・保護者(学期1回)

〈参考資料〉

上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則

上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（平成26年上尾市条例第24号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、上尾市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議は、毎年度、2回これを招集する。

3 臨時会議は、必要がある場合において、これを招集する。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

令和8年度

上尾市のいじめ防止等へ向けた施策、取組に係る

別冊資料

①	子ども・いじめホットライン・ホットメール	P 1
②	夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム	P 2
③	青少年健全育成 学校・家庭・地域フォーラム ～大人が子供成長を見守る環境をつくるために～	P 3
④	なかよく楽しい学校生活を送るための標語	P 4
⑤	人権標語・人権作文	P 5
⑥	令和7年度「いじめを考える授業」研究協議会	P 6
⑦	上尾市いじめ防止子供サミット	P 7
⑧	教職員研修	P 8
⑨	いじめ認知後の流れ	P 9
⑩	学校の生活アンケート	P 10
⑪	いじめを見逃さない学校を目指して	P 13
⑫	いじめ防止啓発資料（児童生徒・保護者用）	P 24

① 子ども・いじめホットライン・ホットメール

1 設置目的

いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、「子ども・いじめホットメール」で、市内児童生徒および保護者からのいじめに関する相談を24時間受け付ける。

2 広報活動

(1) 「いじめ電話相談カード」を小学校1年生に配布



(2) 広報「あげお」に掲載している。

いじめ相談 いじめに関する相談(電話)	(土)日祝を除く毎日 10:00~17:00
子ども・いじめホットライン・ホットメール	
☎ 0120-556-290(フリーダイヤル)	
✉ 556soudan@city.ageo.lg.jp	

3 活 用

ホットライン・ホットメールに入った情報は、学校へ情報提供するなど、いじめの早期発見、早期対応に役立てている。

令和7年度相談件数

- ・いじめホットライン4件
- ・いじめホットメール2件

(令和8年3月末時点)

② 夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム

1 主 催 上尾市教育委員会

2 主 管 上尾市生徒指導推進協議会 上尾市P T A連合会

3 趣 旨

- (1) 子供の健やかな成長のため、上尾市教育委員会、上尾市生徒指導推進協議会、上尾市P T A連合会が一体となった取組を行う。
- (2) 生徒指導上の課題を解決するための実践的な取組を行う。

4 開催方法 オンラインを利用したライブ配信
YouTube の限定公開機能を活用したオンデマンド配信

5 日 時 令和7年7月28日（月）午後2時00分から午後3時30分まで

6 内 容

(1) 取組報告 令和6年度上尾市いじめ防止子供サミットにおいて各中学校区での協議を経て実施した「いじめをなくす取組」の報告

(2) パネルディスカッション

- ① テーマ 「なぜ、いじめは起きてしまうのだろうか。
～いじめを起こさないためにはどうしたらよいか～」

② パネラー

- P T A 連 合 会 副 会 長 田邊 裕子 様
- 上尾・伊奈地区保護司会副会長 吉田 るみ子 様
- 上尾市立大谷小学校 大久保 裕和 主幹教諭
- 上尾市内県立高等学校代表生徒
- 上尾市立中学校代表生徒
- 上尾市立小学校代表児童



③ 青少年健全育成 学校・家庭・地域フォーラム ～大人が子供の成長を見守る環境をつくるために～

1 主 催 上尾市生徒指導推進協議会
上尾地区学校警察連絡協議会

2 趣 旨

学校と青少年健全育成関係機関並びに諸団体が生徒指導上の諸課題に係る協議を通して、学校・地域における生徒指導体制の意識を高めるために、青少年健全育成 学校・家庭・地域フォーラム～大人が子供の成長を見守る環境をつくるために～を開催するものである。

3 日 時 令和7年11月26日（水）午後2時00分から午後4時35分まで

4 場 所 あげお富士住建ホール（上尾市文化センター）
201号室（全体会）
201号室・203号室・204号室（協議会）

5 内 容

(1) 協 議 協議の柱

子供たちの健全な育成のために、私たちがすべきこと、できること等は何だろうか？

①子供を巡る課題について考える。

②その課題に対して、学校・家庭・地域としてすべきこと、できることは何かを考える。

(2) 指導講評 埼玉県警察本部 生活安全部少年課



④ なかよく楽しい学校生活を送るための標語

1 目的

いじめ防止に向けた取組を一層推進し、児童生徒が「いじめをなくし、なかよく楽しい学校生活を送る」ために、「相手を思いやる心」「いじめを絶対許さない強い心」「いじめを自分のこととして捉え、他人の痛みに共感する心」などの観点から、標語を募集する。

2 令和7年度 入賞作品

学年	標語	氏名	学校名	選考
小1	どうしたの？ きづけるやさしさ ひろげよう	後藤 颯斗	平方東小	最優秀
小2	みかただよ いつでもきみの おうえんだん	伊藤 秋	原市小	優秀
小3	笑顔さく みんなで作る 楽しい日	小宮 楓	上平北小	優秀
小4	そのこせい みなそれぞれに とっておき	竹内 理愛	大石北小	優秀
小5	人任せ それじゃ 何も変わらない あなたの一步 ふみ出す勇氣	務川 碧	富士見小	優秀
小6	かえないで たったひとつの あなた色	渡部 珠南	芝川小	優秀
中1	気づいてる？ 相手の心 ちゃんと見て	石森 陽咲	南中	優秀最
中2	何気ない 感謝で埋まる 心のすきま	西田 花	大谷中	優秀
中3	その言葉 相手にとっては 重い槍 言葉を変えて 思いやり	町田 恭一	太平中	優秀

3 ポスター

(1) 枚数 300枚

(2) 配布先

小・中学校、公民館、支所、図書館、
児童館、イコス上尾、自然学習館
上尾市コミュニティーセンター



⑤ 人権標語・人権作文

1 目的

児童生徒の人権意識の高揚を図り、身の回りの様々な人権侵害や差別の問題に正しく対処できる人間を育成するため、児童生徒の日常生活や学習経験に基づいた人権に関する作文や標語を募集する。

2 応募総数

(1) 標語の部 15, 271点

(2) 作文の部 13, 456点

3 入賞作品

(1) 標語の部

学年	標語	氏名	学校名
小1	えがおはね とっておきの エネルギー	日里 彩千夏	東 小
小2	くらべない あなたはあなたの ペースでいい	菅原 里桜	平方北小
小3	わる口を 言わない 聞かない 言わせない	雨宮 璃々花	尾山台小
小4	この世界 ひとりひとりが 主人公	福田 茉莉花	上平北小
小5	だいじょうぶ? 思ってるだけじゃ 伝わらない	田中 穂乃夏	大石小
小6	いじめゼロ 何回言うより まず行動	佐々木 優輝	西 小
中1	変えるのは 「誰か」 じゃなくて 自分だよ	鍋田 直実	西 中
中2	心の雨 一人の勇気が 晴れにする	松本 彩	上平中
中3	十人十色 活躍しない 色はない	林 美衣奈	東 中

(2) 作文の部

学年	題名	氏名	学校名
小6	ぼくの友達	北野 幸大	大石小
中2	自分で選ぶ未来	篠島 稟奈	原市中

4 配布物

全児童生徒に人権作文・標語集を配布している。

⑥ 令和7年度「いじめを考える授業」研究協議会

1 目的

「いじめを考える授業」の参観、研究協議を通して、いじめを許さない気運を醸成するための授業づくりや、学年・学級経営方法等について学び、いじめ問題に対する指導力を高める。

2 概要

各上尾市立小・中学校のいじめの未然防止に繋がる「いじめを考える授業」の実践やいじめの未然防止の取組を確認し、より効果的な授業実践や取組について、協議する。

3 参加者 各上尾市立小・中学校特別活動主任等（34人）

4 日程等

- (1) 日時 令和7年9月30日（火）午後1時25分から午後4時30分まで
- (2) 場所 上尾市立大谷小学校 教室

5 内容

(1) 提案授業

- ・令和7年9月30日（火）実施
- ・教科等 学級活動（2）（イ）
- ・教材名 「いじめをなくすために」
- ・授業者 上尾市立大谷小学校 高橋 美穂 教諭

(2) 研究協議

- ・指導者 上尾市教育委員会学校教育部指導課指導主事 飯島 幸司



⑦ 上尾市いじめ防止子供サミット

1 趣 旨

いじめ未然防止に向け、上尾市の児童生徒の意識を高め、各学校での主体的な取組を実践し、活動意欲の向上を図る。

2 概 要

いじめ防止に向け、児童生徒が主体的かつ実践的な活動を行う。具体的には、令和6年度上尾市いじめ防止子供サミットにおいて各中学校区での協議を経て実施した「いじめをなくす取組」の成果の発表を行うとともに、「いじめを生まないための取組を改善しよう」を協議題として、さらに効果的な取組となるようグループで話し合う。

また、「なかよく 楽しい 学校生活を送るための標語」の選定を行う。

3 参加者

代表児童生徒2名、教員1名

4 日程等

- (1) 日時 令和7年12月26日(金) 午前9時15分から午前11時30分まで
- (2) 会場 上尾市立富士見小学校 体育館

5 内 容

- (1) 協 議
 - ア 基調提案
 - イ 基調提案を受けた話し合い
 - ウ 取組成果の発表
 - エ グループ協議 協議題「いじめを生まないための取組を改善しよう」
- (2) 振り返り
 - ア 各グループの協議内容の紹介
 - イ 感想発表



⑧ 教職員研修

1 趣 旨

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期対応に係る研修を通して、いじめを見抜く力といじめを見過ごさない意識を高め、教職員のいじめ問題に対する指導力の向上を図る。

2 上尾市立小・中学校生徒指導主任研修会

(1) 概要

生徒指導体制を推進するため、講義を通して、いじめ対応に関する生徒指導主任としての資質向上を図る。

(2) 講義

- ・講 師 上尾市スクールロイヤー 弁護士 森田 智博 氏
- ・講義題 「事例を通じて組織的対応について検討する」

3 「生徒指導及び教育相談に係る研修動画」シリーズを活用した研修

(1) 概要

いじめの対応方法や児童生徒への支援方法に関する動画の視聴を通して、実践的指導力を向上させる。

(2) 内容

- ・いじめ対応研修シリーズ
 - ①「いじめに迅速に対応するための平時からの備え」
 - ②「いじめを認知した際の具体的対応について」
 - ③「いじめの重大事態について①」
- ・教育相談研修シリーズ
 - ①「保護者対応の基本」
 - ②「『なぜできないのかを考えること』から始める支援」動画
 - ③「自傷行為への対応の基本」

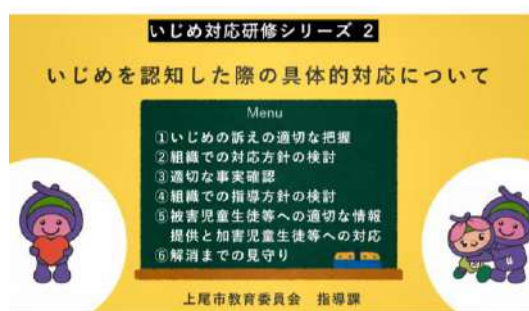
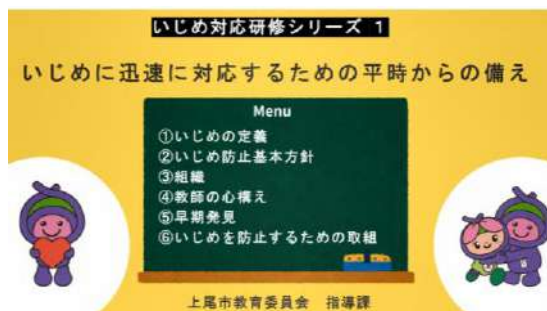
4 「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」を活用した研修

(1) 概要

いじめを早期に発見し、迅速かつ組織的に対応するための方法をまとめた資料の活用を通して、教職員のいじめに対する感度を高める。

(2) 内容

- ・いじめの定義
- ・いじめに気付くための教師の姿勢
- ・いじめの対応



別紙 いじめ認知後の流れ

いじめ発生・認知

様式A（月例一覧）

- 認知した全てのいじめについて記録する。
（様式Bで報告した内容は、様式A-2で報告する。）
- 認知したらその都度記録しておく。
- 提出は月1回。翌月課業日 1日目までに提出する。

【様式Aのみで報告する要件】加害者が単独で、以下のような場合。

- 冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 嫌なことをされる。

様式B（速報概要）

- 様式Aのみで報告する要件に当てはまらない事案について行った初期対応を記載し、作成する。
- いじめの情報把握後、原則、1週間以内に提出する。

【様式Bで報告する要件】加害者が複数の場合・悪質な場合 など

様式C（速報詳細）

- いじめ重大事態として対応する事案、深刻な事案について作成する。
- 認知後、1週間以内に提出する。
※様式Cを提出した事案は見届け報告等を随時提出する。

生徒指導関係調査項目（プロフィール）

- いじめ重大事態として認定した場合に作成する。
- 認定後、速やかに提出する。
※いじめ重大事態対応マニュアルに沿って対応する。

いじめの解消

次の3項目について確認する。

- ① 3か月以上見届けて、いじめ行為が止んでいること。
- ② いじめを受けた本人が苦痛を感じていないこと。
- ③ 保護者が本人に苦痛を感じていないことを確認していること。

3項目を満たしていたら
解消報告

- 翌月課業日1日目までに
様式Aで提出する。

※ただし、様式Cを提出した事案は、解消確認後速やかに提出する。

いじめの認知・解消 報告先 ijime@city-ageo.ed.jp

⑩ 学校の生活アンケート

様式 1

がっこう せいかつ あんけーと ていがくねんよう 学校の生活アンケート(低学年用)

(がつ から がつ 月ころのできごと)

※ このアンケートは、みんなでなかよく元気に学校で生活するためにおこないます。自分の正直な気持ちなどを書いてください。

1 あてはまるこたえを○でかこんでください。

番号	しつもん	こたえ
1	がっこう 学校のくるのが楽しい。	たの 楽しい ・ たの 楽しくない
2	いえ ひと がっこう せんせい はなし 家の人や学校の先生とよく話をする。	する ・ しない
3	いやなことがあり がっこう い おも ひ 学校に行きたくないと思う日がよくある。	ある ・ ない
4	ともだちから なかまはずれにされることがよくある。	ある ・ ない
5	ともだちから たたかれたり、けられたりすることがある。	ある ・ ない
6	ともだちから いじわるをされることがよくある。	ある ・ ない
7		

2 ともだちをいじめていたり、ともだちがいじめられていたりするのを見たことがありますか。クラスでよくがんばっている人はいますか。いましたら、下に書いてください。

○なまえをかける人は書いてください

(なまえ)

あげおし「いじめこんぜつ」しょうがくせい 小学生のちかい

- ・ あいてのきもちをおもいやります。
- ・ いじめをとめるゆうきを持ちます。
- ・ こまったらまわりの人にそうだんします。

学校の生活アンケート(中・高学年用)

※ このアンケートは、みなさんが楽しく元気に学校生活を送ることができるよう、みなさんと先生が
いっしょになって考えるために行うものです。心の中のことなどを正直に教えてください。

(月から 月ころのできごと)

1 自分に当てはまるときは○を、当てはまらないときは×をつけてください。

番号	項 目	○ ×
1	学校生活は楽しい。	
2	こまったときに親や先生、友だちなどそうだんする人がいる。	
3	いやなことがあり、学校に行きたくないと思う日がよくある。	
4	いやなことがあり、朝からお腹がいたかったり、頭がいたかったりする日が多い。	
5	自分の持ち物をかくされたり、こわされたりすることがある。	
6	自分の名前が黒板や教室のかべなどにらくがきされていることがある。	
7	友だちに、自分のお金や持ち物をあげたりすることがある。	
8	クラスの人に話しかけたときに“むし”されることが多い。	
9	何か失敗をしたり、まちがえたりすると、クラスで笑われることがある。	
10	なかまに入れてもらえないことがある。	
11	係の仕事などを押しつけられることがある。	
12	いやな気持ちになる言葉を言われることがある。	
13	かげ口を言われたり、とおくで笑われたりしていることがある。	
14	友だちからたたかれたり、けられたりすることがある。	
15	けいたい電話・スマホのSNSサイト(ライン、ツイッター、フェイスブ ック、インスタグラムなど)に悪口などを書かれる。	
16		
17		
18		

2 あなたのまわりで、いじめられていたり、だれかをいじめたりしている人を見たことが
ありますか。あなたのまわりで、クラスや友だちのためにがんばっている人はいますか。
いましたら、内容をぐたいてきを書いてください。

○自分の名前を書いてもいい人は書いてください。(名前)

上尾市「いじめ根絶」小学生の誓い

- ・相手の気持ちを思いやります。
- ・いじめを止める勇気を持ちます。
- ・困ったら周りの人に相談します。

学校の生活アンケート(中学校用)

※ このアンケートは、皆さんが楽しく元気に学校生活を送ることができるよう、皆さんと先生が一緒になって考えるために行うものです。心の中のことなどを正直に教えてください。

(月から 月頃の出来事)

1 自分に当てはまるときは○を、当てはまらないときは×をつけてください。

番号	項 目	○ ×
1	学校生活は楽しい。	
2	困ったときに保護者や先生、友だちなど相談する人がいる。	
3	学校生活で嫌なことがあり、学校に行きたくないと思う日がよくある。	
4	学校生活で嫌なことがあり、朝からお腹が痛かったり、頭が痛かったりする日が多い。	
5	自分の持ち物を隠されたり、壊されたりすることがある。	
6	自分の名前が黒板や教室の壁などに落書きされていることがある。	
7	友だちに、金品を要求されることがある。	
8	クラスの人に話しかけたときに無視されることが多い。	
9	何か失敗をしたり、間違えたりすると、クラスで笑われることがある。	
10	仲間に加えてもらえないことがある。	
11	係の仕事やそうじ分担などを押しつけられることがある。	
12	嫌な気持ちになる言葉を言われることがある。	
13	陰口を言われたり、遠くで笑われたりしていることがある。	
14	友だちからたたかれたり、けられたりすることがある。	
15	携帯電話・スマホのSNSサイト(LINE、Twitter、Facebook、Instagramなど)等に悪口などを書かれる。	
16		
17		
18		
19		
20		

2 あなたの周りで、いじめられていたり、誰かをいじめたりしている人を見たことがありますか。あなたの周りで、クラスや友達のために頑張っている人はいますか。いましたら、内容を具体的に書いてください。

○自分の名前を書いてもいい人は書いてください。(名前)

上尾市「いじめ根絶」中学生宣言

- ・人をきずつける言動は絶対にしません
- ・やさしさと勇気もち、仲間の笑顔を護ります
- ・一人一人の人権を尊重し、思いやりの心をもって生活します。

いじめを見逃さない学校を目指して

上尾市教育委員会

いじめは決して許されないことであり、また、どの学校でも、どの子供にも起こり得るものです。また、いじめにより児童生徒自らが命を絶つという取り返しのつかない事態につながる危険性もはらんでいます。この教師用指導資料は、学校がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速かつ組織的に対応し、いじめを見逃さない学校を実現するために作成しました。

いじめの定義

(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの「7つの特徴」は

- 1 **いじめの初期は、言葉の暴力から始まる**
 - ・きもい・うざい・死ね・むかつく・ださい・ばい菌・くさい・障害者など
- 2 **いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい**
 - ・じゃれあいやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する
- 3 **集団化してくる**
 - ・いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化してくる
- 4 **長期化すると陰湿化・悪質化する**
 - ・いじめに気付かないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 **場面が変われば立場も変化する**
 - ・小学校ではいじめる側だったのに、中学校では自分がいじめられる
- 6 **犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある**
 - ・暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 **教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある**
 - ・教師の不用意な発言や児童生徒への接し方が、児童生徒をいじめの対象にしてしまう

○ いじめはあるものと思う

いじめはないと思いついでしまうと、見えるものも見えなくなる。

教職員一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、児童生徒に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

○ いじめは教師の目の届かないところで多く行われる

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など教師の目が届きにくいところで多く行われる。児童生徒一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

○ いじめに気付かない・注意しない教師の前では、だんだんエスカレートする

教師がいじめに気付かないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童生徒から信頼されず、相談されることもなくなる。誠意をもった態度が、相談しやすい「先生」となる。

○ 保護者との連携及び信頼関係の醸成を図る

些細なことでも、学校での児童生徒の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、迅速で誠意ある対応が、保護者との信頼関係を醸成する。保護者との信頼関係は、いじめを早期に発見し解決する上で極めて大切である。

○ SNS等、インターネットを通じて行われるいじめについて啓発する

SNS等、インターネットを通じて行われるいじめは、時間と場所を選ばず、いつでも行われる危険性がある。児童生徒の携帯電話や、スマートフォン、インターネットの利用実態等を適切に把握し、情報モラル教育等により具体的な事例を挙げ、予防に努めることが大切である。

◎ 以下の項目に当てはまる場合は、直ちに児童生徒に声をかける。

【 登 校 】

- 登校時刻が遅れがちである。
- 表情が暗く、あいさつの声が小さい。
- 服装が汚れたり破れたりしている。

【 健康観察 】

- 遅刻や欠席が続いている。
- 腹痛や頭痛が続いている。
- 話しかけても目を合わせようとしない。

【 授 業 中 】

- おどおどした様子が見られる。
- 発表を笑われたり、からかわれたりしている。
- 班やグループを作る時に孤立している。
- 提出物や学習用具を続けて忘れる。
- 机が離されていたり、配布物がとばされたりしている。
- 教科書やノートに落書きが多く見られる。

【 休み時間 】

- 遊んでいるときにも笑顔が少なく、表情が暗い。
- 周りから、ちょっかいを出されている。
- 職員室や保健室に出入りすることが多い。
- 人目の付かない場所に行くことが多い。

【 給食・清掃 】

- 給食配膳時に避けられる様子が見られる。
- 給食の食べ残しが多い。
- 周囲の友だちと会話が弾まない。
- 準備や片付けなど、仕事を押しつけられている。
- 清掃時に机を運んでもらえない。

【 下 校 】

- 下校時刻になっても学校に残ろうとする。
- 一人で帰ることが多い。

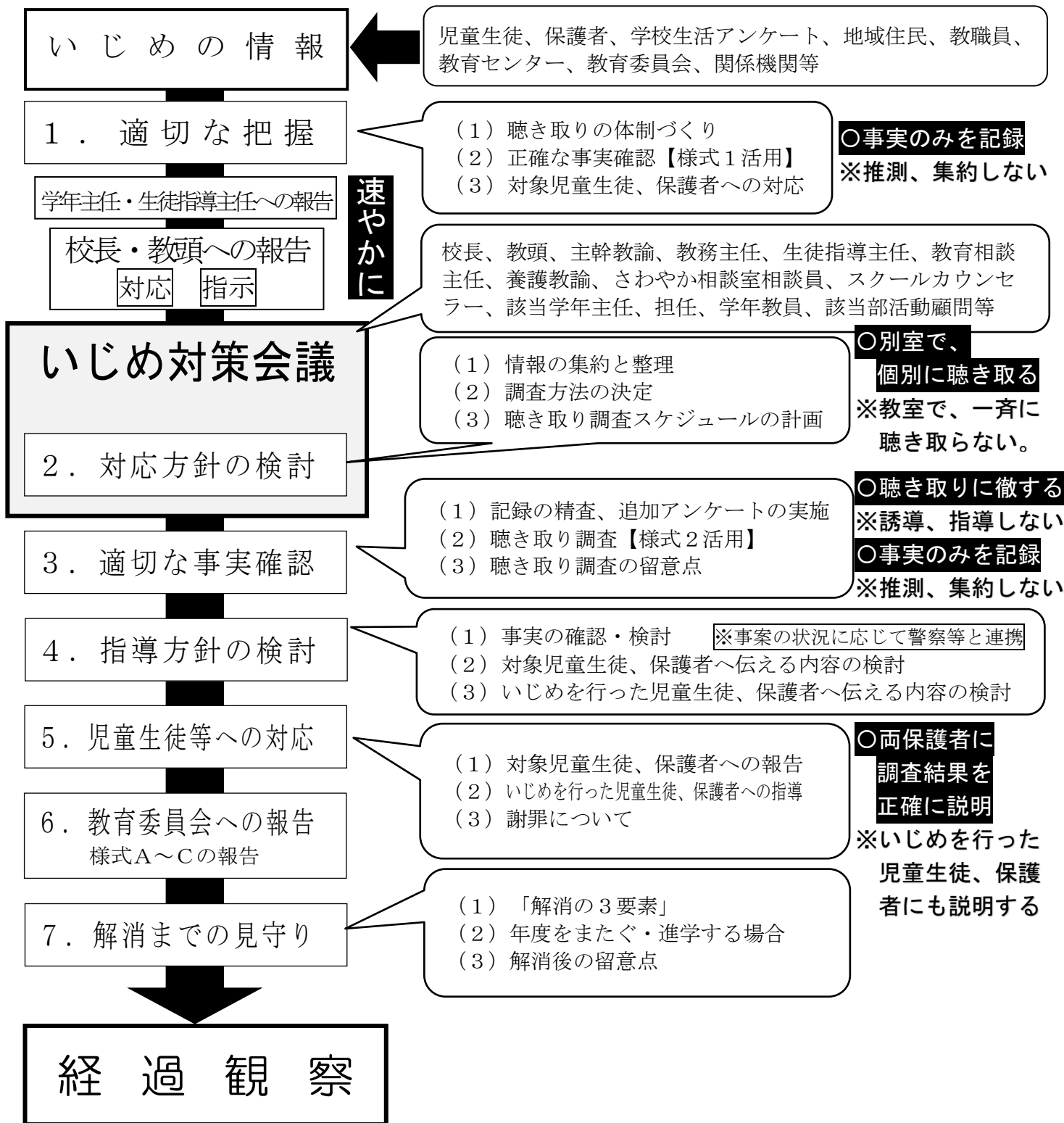
【 その他 】

- 作品や掲示物、机等に落書きや破損が見られる。
- 持ち物等が隠されたり、なくなったりすることがある。
- 欠席の日にプリント類を届ける友だちが少ない。
- 日記等に、嫌だったことなどをよく書いてくる。
- 急激な成績や学習意欲の低下が見られる。

いじめを認知した際の具体的対応 フロー図

いじめが生じた際は

- * 「いじめではない」と否定せず、疑いがあるものとして捉える。
- * 学校が組織として、いじめの事実を確認する。
- * 家庭や関係機関との連携を密にし、学校のみで解決することに固執しない。



いじめを認知した際の具体的対応 詳細

1. 適切な把握

(1) 聴き取りの体制づくり

ア 安心できる環境づくり：周囲の目が気にならず、落ち着いて話せる場所を確保する。

イ 担当者の決定：信頼関係のある教職員を含め、複数名で対応する。

(事案に応じて対象児童生徒と同性の教職員を配置する)

ウ 秘密を守る：対象児童生徒に「秘密は守る」「全力で守る」と伝え、不安を和らげる。

(2) 正確な事実確認

ア 5W1Hの徹底：「いつ、どこで、だれに、どんなことをされたか」を正確に聴き取る。

イ 記録に残す（公文書）：教職員の主観的な気持ちを入れず、児童生徒が話した事実のみを「いじめ訴え聴き取り記録用紙」**様式1**に記録する。

(3) 対象児童生徒、保護者への対応

ア 安全性の保証：継続して支援していく等を約束し、対象児童生徒の不安を和らげる。

イ その日のうちに：第一報の時点で必ず当日中に行う。

ウ 情報の共有：把握した内容の事実のみを正確に伝え、家庭での様子を把握する。

2. 対応方針の検討

(1) 情報の集約と整理

ア 聴き取り内容の共有：教職員が聴き取った内容を対策組織にて共有を図り、いじめの内容を把握する。

イ 聴き取り内容の整理：「いつ、どこで、だれに、どんなことをされたか」について、どのような内容を、どのような質問で尋ねるか検討する。

(2) 調査方法の決定

事実関係を明らかにするために、以下の方法から最適な組み合わせを検討する。

ア 資料の精査：過去の指導記録や、これまでの学校生活アンケート等を見直す。

イ 児童生徒への聴き取り：関係児童生徒、見ていたとされる児童生徒に話を聴く。

ウ アンケートの実施：必要に応じて、学級全体へ調査を行う。

(3) 聴き取り調査スケジュールの計画

児童生徒への聴き取りは、以下の3つを検討しながら計画を立てる。

- ・個別：心理的安全性を担保する。
- ・別室：周囲の目が気にならず、落ち着いて話せる環境で行う。
- ・同時：口裏合わせや情報漏れを防ぐ。

3. 適切な事実確認

(1) 記録の精査、追加アンケートの実施

- ア 資料の精査：個人面談記録、過去のアンケート等を再点検する。
- イ 追加アンケートの実施：情報が不足する際は、新たに実施する。

検討内容

- ・対象児童生徒の名前をどこまで出すか。 ・調査範囲はどこまでとするか。
- ・記名式とするか。 等

※追加アンケートを実施する際は、事前に必ず対象児童生徒の保護者へ連絡し、調査方法や調査内容について理解を得る。

(2) 聴き取り調査

- ア 個別・別室・同時：口裏合わせを防ぎ、整合性を保つため、複数の教員で一斉に行う。
- イ 質問項目を定める：予め質問項目を決めておき、聴き手による差をなくす。
聴き取り時間が長時間にならないよう配慮する。

(3) 聴き取り調査の留意点

- ア 質問の仕方：5W1Hを明確にした質問を行う。
教職員が答えを誘導せずに、児童生徒自身の言葉で話させる。
- イ 聴き取り方：聴き取り調査中は、「指導」を行わず、「聴き取り」に徹する。
- ウ 視覚化の工夫：発言が曖昧なときは、当時の位置関係や状況を図に表して確認する。
- エ 記録の作成（公文書）：教職員の主観的な気持ちを入れず、児童生徒が話した事実のみを「事実確認聴き取り記録用紙」**様式2**に記録する。

4. 指導方針の検討

(1) 事実の確認・検討

聴き取り調査の結果やアンケート調査の結果、複数の資料から事実を確認する。

※いじめ行為が曖昧な際は、周囲の児童生徒への聴き取りや、追加アンケートを速やかに行う。なお、聴き取り調査が長引く場合は、対象児童生徒保護者の不安を払拭するため、現時点での状況を共有する。

(2) 対象児童生徒、保護者へ伝える内容の検討 「何を、どのように伝えるか」

- ア 事実確認の結果
- イ いじめを行った児童生徒への指導方針
- ウ 今後の支援方法
- エ 再発防止策

(3) いじめを行った児童生徒、保護者へ伝える内容の検討 「何を、どのように伝えるか」

- ア 事実確認の結果
- イ 指導方針

※上記（2）及び（3）における「ア」については、必ず、明らかになった事実確認の結果をそのまま正確に伝えるようにする。

5. 児童生徒等への対応

(1) 対象児童生徒、保護者への報告

- ア 事実確認の結果：調査を通して明らかになった結果を伝える。
明らかにならなかったことがある場合も、対象児童生徒、保護者の心情に寄り添いつつ丁寧に説明する。
- イ いじめを行った児童生徒への指導方針：どのような指導を行うか説明する。
- ウ 今後の支援方法：安心、安全に学校生活を送れるような支援方法を説明し、全教職員で見守る姿勢を示す。
- エ 再発防止策：同様の事案が発生しないようどのような策を講じるか説明する。

(2) いじめを行った児童生徒、保護者への指導

- ア 事実確認の結果：調査を通して明らかになった結果を伝える。
明らかにならなかったことがある場合も、丁寧に説明する。
 - イ 指導：行った行為を振り返らせ、いじめは絶対にしてはいけないことを説明する。
行為の背景にも目を向け再発防止に向けた継続的なケアを行うことを説明する。
- ※いじめを行った児童生徒の保護者に対しては、時には寄り添い、時には毅然とした態度で対応し、対象児童生徒が受けたいじめの状況等を正確に伝え、事態の重大さを説明する。
その上で、学校の指導方針をしっかりと伝え、今後の対応への協力を得る。

(3) 謝罪について

- ア 対象児童生徒、保護者に「謝罪を受け入れる意思」があるか確認する。
- イ いじめを行った児童、保護者に「謝罪の意思」があるか確認する。
- ウ 謝罪は教職員の同席のもとで行う。

6. 教育委員会への報告

(1) 様式Aについて（月例一覧）

- ア 認知した全てのいじめについて記録する。
- イ 認知したらその都度記録しておく。

(2) 様式Bについて（速報概要）

- ア 様式Aのみで報告する要件に当てはまらない事案について作成する。
- イ 関係児童生徒が複数の場合、悪質な場合等に作成し、原則、認知後一週間以内に提出する。

(3) 様式Cについて（速報詳細）

- ア いじめ重大事態として対応する事案、深刻な事案について作成する。
- イ 認知後、1週間以内に提出する。

7. 解消までの見取り

(1) 「解消の3要件」

以下の3つが全て満たされる必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3カ月間）継続していること。
- ②いじめを受けた本人が苦痛を感じていないこと。
- ③対象児童生徒の保護者が本人に苦痛を感じていないことを確認していること。

(2) 年度をまたぐ・進学する場合

- ア いじめが解消に至るまでの間、対象児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責務があるため、年度内に解消しない場合は、次の学級担任へ確実に引き継ぎを行う。
- イ 小学校6年生、また、中学校3年生で発生したいじめが未解消のまま進学した場合、解消確認は認知した学校が行う。

(3) 解消後の留意点

「いじめが解消している状態」とは、あくまで一つの段階であるため、再発の可能性を常に念頭に置き、当該児童生徒たちの関係性を日常的に深く見守る。観察した内容は、必要に応じて、記録に追記し、次の学級担任へ引継ぎを行う。

各種記録の保存年限について

(1) 実施年度後5年間

保管方法は問わないが、実施年度及び保存年度を記載し適切に管理する。

- ①学校の生活アンケート（児童生徒対象）
- ②子供のサイン発見アンケート（保護者対象）
(例) 令和7年度実施アンケート
→令和12年度末まで保存

(2) 認知年度後5年間

～令和8年度より～
年度、月ごとに「いじめ事案」に係る①から⑤の記録をデータで保管する。

【保管場所】

「ファイリングシステム
フォルダ管理表」
生徒指導フォルダ内

- ①対策会議記録（会議録）
- ②いじめ訴え聴き取りシート **様式1**
- ③事実確認聴き取り記録用紙 **様式2**
- ④児童生徒への支援及び指導を行った記録（対応記録）
- ⑤教育委員会への報告様式 等
(例) 令和7年度認知

→令和12年度末まで保存

様式等記入上の注意

- ①様式1、2は、そのまま公開対象文書となります。
- ②児童生徒の発言が分かるよう客観的な記録となるよう努めてください。

(3) 卒業後5年間

～令和8年度より～
年度ごとに「重大事態」に係る記録をデータで保管する。 【保管場所】

「ファイリングシステム
フォルダ管理表」
生徒指導フォルダ内

- ①重大事態として対応した事案に関する資料（アンケート、聴き取り記録 等）
(例) 令和7年度小学校3年生児童 いじめ重大事態認定
令和8年度小学校4年生児童 調査終了案件
→令和15年度末まで保存 ※指導要録（指導）と同様

【取組例1】組織的ないじめの認知

●対象児童 小学5年男子A（1名） ●関係児童 小学5年男子B、C、D（3名）

●いじめの概要

- 小学5年男子Aが、同じ学級の男子B、C、Dから継続的な仲間はずれや言葉による嫌がらせを受けていると、Aの保護者より学級担任に相談があった。
- Aの保護者によると、そのいじめは、休み時間や放課後等の担任の目が届かない場面で行われているようであるとのことであった。

●事案の経緯及び対応

いじめの発見

- 担任は保護者からの相談により、いじめの疑いがあると認識し、保護者からAの訴えや心身の状況を丁寧に聞き取るとともに、今後、校内いじめ防止対策会議（学校いじめ対策組織）に報告し、組織的な対応を約束。Aからの聞き取りの実施に向けて、今後、保護者と相談の上で進めていくことを話した。
- 担任は、保護者からの相談内容を学年主任及び管理職に報告。管理職は直ちに校内いじめ対策会議を開催した。対策会議では、これまでに実施したアンケートや関係児童の生活の記録等を見直し、対応の方針を協議。Aの聞き取りには、Aが話しやすい教職員として現担任と前年度担任を、B、C、Dには現担任と学年主任（必要に応じて養護教諭）が聞き取りを行うことを決めた。
- 学校は、Aに対する聞き取りの方針を保護者に説明し、協議の上で、翌日、学校でAに対する聞き取りを実施することを決めた。

情報共有

- Aの聞き取り後、対策会議でAの状況を情報共有し、Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめとして対応することを確認した。また、Aからの聞き取りにおいて、SNSによる仲間はずれの疑いも浮上したため、その内容に即してB、C、Dへの個別の聞き取りを実施し、事実関係が整理できた時点で、保護者への協力依頼を行うことを決定した。
- 学校はB、C、Dへの聞き取りの結果、言葉による嫌がらせは確認できたが、SNSでの仲間はずれ等については確認することができなかった。

いじめに該当するか否かの判断

- 対策会議では、これまでの情報を整理し、本件の「言葉による嫌がらせ」はいじめに該当すること、また、SNSによる仲間はずれは確認できなかったものの、事実であればこの行為もいじめに該当する可能性が高いことを確認した。今後は、関係保護者に調査の結果を伝えるとともに、SNSの適正な使用を含め、学校と保護者が連携して関係児童を見守っていくことを依頼する旨の指導方針を確認した。

関係保護者への報告及び謝罪と見守り

- 学校は対策会議での調査の結果を関係保護者へ報告し、言葉による継続的な嫌がらせについてはB、C、DがAに対して謝罪することができた。しかし、SNSによる仲間はずれについては関係児童・保護者ともに事実を認めることがなく、学校もそれ以上踏み込むことができなかった。現在、Aの保護者は警察へ相談し、法的手続きも検討している

【取組例2】管理職を中心とした組織的対応により事案が好転した事例

●対象児童 小学5年男子A（1名） ●関係児童 小学5年男子B、C（2名）

●いじめの概要

- ・小学5年男子Aの体育着袋に入っていたシャツとズボンの名前をマジックで塗り消されたり、シャツが隠されたりすることが数回続いた。そのいじめは、放課後の児童がいない教室や廊下で起こっているため、発見が難しくなっていた。
- ・Aの母親が犯人捜しを徹底して行うよう強く要求し、犯人が見つからなければ、警察に被害届を出すと要望してきた。

●事案の経緯及び対応

- ・学級担任は、Aから訴えを聞き、学年主任、生活指導に相談するとともに、教頭、校長に報告した。校長は、校内いじめ対応ミーティングを速やかに行い、いじめ対策会議を招集し、教頭に情報の収集とAへの対応、役割分担を指示した。Aの母親に対し、学級担任とともに校長自ら家庭訪問し、事件の経緯と学校の対応について随時説明した。
- ・校長の指示で、Aの心のケアを最優先し、養護教諭やスクールカウンセラーから心に寄り添い、不安感を取り除くケアを行わせた。
- ・母親の怒りに対し、校長自ら対応するとともに、関係機関に依頼し第三者（スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー）が母親の怒りや不安、不満を取り除く対応を行った。
- ・学級便りや保護者会、児童へのアンケート調査を実施するとともに、加害者と疑われている児童に対し、確実な情報をもとに、慎重に事情聴取することを指示した。
- ・全校児童に対し、校長講話を行い、被害児童の心情に寄り添い、心の痛みを感じることを訴えた。校長の心に響く話やアンケート調査から、加害児童2名が分かった。加害児童の保護者に連絡を行い、事情を説明するとともに、児童が行為に至った理由や心情を丁寧に聞き、相手の気持ちを考えることの大切さを指導した。

【取組例3】いじめに係る情報の保護者との共有

●対象児童 小学2年男子A（1名） ●関係児童 未特定

●いじめの概要

- ・友達から「ブタと言われた」と、被害児童が保護者に訴えた。
- ・保護者から、担任に電話相談をしていじめが発覚。
- ・被害児童は「学校には言わないでほしい」と保護者に訴えていた。
- ・担任と保護者で本人にわからないように電話で対応方法を検討。
- ・被害児童に対して、保護者が相談したことがわからないように、自然を装って、被害児童に事実確認をする方向で指導を進めていくことに決定。

●事案の経緯及び対応

- ・保護者からの電話相談に対して、担任が保護者の訴えを丁寧に受け止め、今後の対応の仕方について保護者の意向に沿って一緒に考えた。
- ・被害児童は、保護者に「学校には言わないでほしい」と訴えていたため、その意図を汲み取り、自然に被害児童に接触し、最近の学校生活について聞き出すようにした。
- ・担任は、翌日の朝にAと朝の挨拶を交わし、「何か困っていることはない？」と尋ね、事実確認を行った。
- ・Aは「僕の頭はスッキリしているから大丈夫だよ」と答え、母親に昨日訴えたことは話さなかった。いじめの事実確認や加害児童の特定はできなかった。
- ・Aから、いじめの事実確認はできなかったが、しばらくの間、全職員が関わり、注意深く行動を見守ることにした。
- ・保護者に、対応時の状況について伝えるとともに、今後注意深く見守ることを確認した。
- ・以後、友達同士のトラブルは見られないが、様々な目でAを観察し、情報を共有するようにしている。そして、その結果を、しばらくの間、保護者に伝えることを行った。
- ・加害児童を特定できなかったため、直接の指導はできないが、道徳の授業で、言葉の大切さについて考えさせた。

【取組例4】 小学校におけるいじめを見逃さない学校を目指した取組

- 学習規律や生活規律の定着を目指して、規律ある態度の育成に全校で計画的に取り組んでいる。
- 学級を超えて少人数指導を実施し、一人一人のよさを伸ばす学習形態を工夫している。学年の教師が全児童を指導する体制の確立に努めている。
- 学校・学年行事で児童の自主的活動の場を設けて、学級・学校生活を充実させる。また、清掃活動などボランティア活動に取り組んでいる。
- 学校生活の中で、互いに助け合ったり協力し合ったりする活動を全校で推進している。（休んだ友達への手紙、縦割り集団の活動、誕生日の色紙など）
- 学級遊びなどを通して、教師と児童、児童同士の間関係づくりに努めるとともに、日頃の児童の気になることを把握して指導記録カードに記録し、指導に生かしている。
- 遊びの中で横行していた一部の児童の自分勝手な行動によって起こるトラブルを、その都度自分たちで解決させている。
- 教育相談週間を設け、学級担任が個別面談を通していじめやいじめの兆候について情報収集や実態把握をしている。
- いじめが生じた際は、「いじめ対策支援チーム」で対応や指導方法について話し合い、迅速に対応している。
- 保護者の授業参観日を多く設定するなど、保護者が来校する機会を多くしている。
- 暴力行為やいじめに対する警察等との連携した対応、並びに学校内外の相談窓口について、保護者に周知している。

【取組例5】 中学校におけるいじめを見逃さない学校を目指した取組

- 教育相談週間を年間計画に位置付け、学級担任が個別面談を通していじめやいじめの兆候について情報収集や実態把握をしている。
- いじめ対策強調月間を設定し、全校ぐるみで集中的に取り組む、生徒の人権意識の高揚を図っている。
 - ア 人権擁護活動週間の設定（非行防止教室の開催、学級の道徳の時間で一斉指導など）
 - イ いじめ防止に関する標語募集
 - ウ 生徒会を中心とした「いじめ撲滅宣言」に向けた学級活動での討議
- 日常的に「生活記録ノート」を活用し、生徒の一人一人の状況把握に努めている。
- いじめが生じた際は、生徒指導委員会で対応や指導方法について話し合い、迅速に対応している。
- 学習規律や生活規律の定着を目指して、規律ある態度の育成に全校で計画的に取り組んでいる。
- 保護者懇談会で、いじめに関する相談機関の案内を配付するなど、早期発見・早期対応について協力を依頼している。
- 中学校区生徒指導連絡協議会で、いじめについて地域の関係機関・団体、地域住民等と意見交換し、協力を依頼している。
- 暴力行為やいじめに対する警察等との連携した対応、並びに学校内外の相談窓口について、保護者に周知している。

いじめの対応について

令和8年4月 上尾市教育委員会指導課

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為です。本資料は、学校が行う「いじめの対応」について、学校と家庭が連携して取り組んでいくことを御理解いただくことを目的に作成しました。保護者の皆様には、ぜひ、お子様と一緒に読みいただき、ご家庭で話し合う機会としてご活用いただけますと幸いです。

1 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」平成25年施行）

児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

このように、現行の法律においては、いじめにあたるか否かは、

いじめられた児童生徒の立場に立って判断 するものとされています。



この定義に基づきいじめを認知した際、学校では、次のように対応しております。

被害児童生徒への支援

- 丁寧な聴き取りを行い、心情に寄り添いながら心のケアに努めます。
- その際、保護者の皆様へも事案の内容を連絡し学校と家庭それぞれでの様子や気になる点を共有し、継続して見守りと支援を行います。

加害児童生徒への指導

- 明らかになったいじめ行為を直ちにやめさせるとともに、「いじめは許されない行為」であることを理解できるよう、毅然とした姿勢で指導を行います。
- 併せて、背景にある困難や悩みを踏まえ、継続的な支援と指導を実施します。

2 いじめの現状

大人が気付きにくい、いじめ

隠れた手口

ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上のSNSやメール等、大人の目に付きにくい場所や形で行われたりする事例があります。

被害者の心理

「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。

「仲間はずれ、無視、陰口」を

被害

された経験がある・・・9割

加害

した経験がある・・・9割

いじめ追跡調査 2016-2018（2018年度の中学校3年生の6年間の経験回数より）

児童生徒にとって**いじめ**は、被害・加害ともに、**身近な問題**です

上尾市立小・中学校では、「いじめは必ず起こりうるもの」という認識のもと、

「いじめ見逃し0（ゼロ）」の姿勢で、ささいな兆候にも積極的に認知し、対応します。

3 いじめを受けた、いじめにつながる情報を見聞きした際は

「『いじめ』のことを相談したら、
もっといじめられるかも…」

「心配されたくない」 「仕返しが怖い」



上尾市立小・中学校の約束

必ずあなたを守ります。

- 相談してくれたあなたの思いを大切にします。
- 解決する方法を先生方みんなで考えます。

学校では、相談を受けた担任や顧問等を含めた**「複数の教員が組織されたチーム」**で情報を共有し、対応します。



4 いじめに対する対応

- 学校は、「いじめに係る相談」等を受けたら、速やかに、いじめの有無を確認するための調査を行います。
- 学校は、明らかになった調査の結果について、被害・加害児童生徒双方の保護者に連絡します。
- 学校は、調査の結果、いじめの事実を確認したら、いじめをやめさせるとともに、再発を防止するため、被害児童生徒、保護者を支援します。併せて、加害児童生徒へ指導を行い、その保護者へ助言を行います。
- 学校は、いじめ事案の状況に応じて、警察等の関係機関と連携して対処します。

5 保護者の皆様へ

「いじめ対応」の目的は、「いじめ行為をやめさせ、被害児童生徒をいじめから守り、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるようにすること」です。

また、対応にあたっては「加害児童生徒を罰すること」を目的とするのではなく、「全ての児童生徒が互いに尊重し合える関係」を築けるよう、教育的観点から指導を行うことも重視しています。

そのため、学校では、まず、被害児童生徒の安全確保や心理的ケア等の支援に**最優先**で取り組みます。併せて、加害児童生徒についても、背景にある困難や悩みを受け止め、よりよい行動がとれるよう、継続的に指導・支援を行っていきます。

児童生徒にとって身近な問題である「いじめの対応」を効果的に進めるためには、学校と家庭が連携し、相互理解に基づいて協力することが大変重要です。

保護者の皆様には、引き続きご理解・ご協力をいただけますよう、お願いいたします。

○心配な点等がございましたら、学校にご相談ください。

○上尾市教育センターでも、市内児童生徒および保護者からのいじめに関する相談を受け付けています。

「子ども・いじめホットライン」 電話 0120-556-290(フリーダイヤル)

「子ども・いじめホットメール」 電子メール 556soudan@city.ageo.lg.jp

<相談時間> 月から金まで(祝祭日を除く) 10時00分から17時00分まで